

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（検疫強化対象国・地域の追加）

国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からの入国者を対象とする日本における水際対策強化に関する新たな措置（昨年12月26日決定）のうち、本年6月25日、検疫の強化の対象国・地域に米国（テネシー州、ミシガン州）、ミャンマー、レバノン及びロシア（カレリア共和国、タタルスタン共和国）が追加指定されましたので、お知らせします

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000797990.pdf>）。なお、この指定による追加の検疫強化措置はございません（1月9日以降、全ての入国者にとられている措置から変更ありません。）。

（外務省HP）

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（検疫強化対象国・地域の追加）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2021C102.html

（問い合わせ窓口）

○ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○ 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○ 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○ 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）